そらいろ通信　７月

＊マイナンバーも安心！当事務所は**電子申請**でお手続きしています＊

◆業務ご案内◆
- 労務管理・年金等のご相談
- 給与計算･年末調整
- 就業規則･諸規程のご相談･作成
- 人事・賃金制度に関するご提案
- 労働･社会保険のご相談･事務･請求手続き
- 労災に関するご相談･請求手続き

◆営業時間ご案内◆
- 月曜日～金曜日（祝日を除く）９時～17 時

皆さまいかがお過ごしでしょうか。
なかなか梅雨入りしませんでしたが、ようやくの梅雨入り。梅雨が好きなわけではありませんが、例年より遅いとなんとなく落ち着きませんでした。
熱中症にも気を付けながら、これからの暑い季節を乗り切っていきたいですね。

★法改正情報★

●育児・介護休業法の改正
（令和７年４月１日施行、段階的に施行）
子の年齢に応じた柔軟な働き方の実現、介護離職の防止などを目的とした改正。

●雇用保険法（令和 10 年 10 月施行）
週所定労働時間を「20 時間以上」から「10 時間以上」に適用拡大。

●子ども・子育て支援法等の改正
（令和６年 10 月１日、段階的に施行）
医療保険の保険料に子ども・子育て支援金を含めることなど。

Copyright © 2024.7.Kikuko Habuchi Labor consultant All rights reserved.

★7 月のお仕事カレンダー

7/10	● 6 月分の源泉所得税、住民税特別徴収税の納付 ● 納期特例の適用を受けている源泉所得税（1～6 月分）の納付期限 ● 健康保険・厚生年金保険の被保険者報酬月額算定基礎届の提出期限 ● 労働保険の年度更新手続きの締切日
7/31	● 6 月分健康保険料・厚生年金保険料の納付期限 ● 5 月決算法人の確定申告と納税・11 月決算法人の中間申告と納税（決算応当日まで） ● 8 月・11 月・2 月決算法人の消費税の中間申告（決算応当日まで） ● 労働者死傷病（休業 4 日未満）報告（4～6 月分）の提出期限

★手続き情報★

●所得税・住民税の定額減税

定額減税の対象となる給与所得者（社員）に対し、まずは令和６年６月１日以後最初に支払う給与等に対する源泉徴収税額から定額減税額を控除する事務を行う必要があります。住民税については、市区町村から届く税額通知書に記載されている金額を控除していきます。

●労働保険年度更新

労働保険料（労災、雇用保険の保険料）の申告納付を年度更新といいます。期間は、６月３日（月）～７月１０日（水）です。

●算定基礎届

健康保険・厚生年金保険について、被保険者報酬月額算定基礎届を提出します。期限は７月１０日（水）です。

Copyright © 2024.7.Kikuko Habuchi Labor consultant All rights reserved.

ミスマッチを防ぐ求人方法とは
～厚生労働省がガイドライン公表～

最近、ますます採用が難しくなってきているとよく聞きます。やっと採用できたと思っても、すぐに辞めてしまったという話も多くあります。この度厚生労働省は、企業と求職者のマッチングに有用な職場情報を整理するため、ガイドラインを策定し公表しました。

厚生労働省の策定した手引きでは、労働者とのミスマッチの防止や人手不足の解消に向けて、職場情報を適切に開示・提供することが有効で、入社前後の職場に対する印象のギャップを可能な限り解消することで、労働者の離職率低下やエンゲージメント向上が期待できると言っています。　※エンゲージメントとは「深い関わり合いや関係性」を意味する言葉です。

求職者は、求人サイトなどの掲載情報などから、労働条件、仕事の内容、職場の雰囲気などを把握し、働きたいと思った企業に応募しますが、入社後、思っていたことと違うという理由ですぐに辞めてしまうことがあります。厚生労働省のヒアリング調査によると、求職者は、次のような情報を多く求めていることが分かりました。

- 企業で安心して働くことができるか（企業の安定性）
- どのように仕事を習得していくか、どのようなスキルを習得できるか
- 残業が多いのか、働きやすいか（テレワークができるか、副業兼業ができるか、育児休業や育児短時間勤務などが可能なのか　など）
- 転職者の定着を図るしくみ（研修制度など）
- パートタイマー等から正社員へ転換できるのか（転換制度の有無）

情報提供の仕方にも工夫は必要なようです。一度に大量の情報を開示すると、必要以上に応募者を限定してしまう（応募が減ってしまう）可能性もあるため、例えば詳細な情報については、自社のホームページを使って詳しく説明したり、応募段階・選考段階に応じて、段階的に情報の提供内容を詳しくしていったりということです。

以下に、厚生労働省のURLを記載しますので、参考にご覧になってください。
「求職者等への職場情報提供に当たっての手引」
https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000073981_00013.html

Copyright © 2024.7.Kikuko Habuchi Labor consultant All rights reserved.

＊マイナンバーも安心！

弊所は**電子申請**でお手続きしています＊

＊いきいきした会社づくりをお手伝いします＊

羽渕貴久子社会保険労務士事務所
社会保険労務士　羽渕貴久子
〒663-8234　西宮市津門住江町 8-16-815
TEL 0798-23-1553 / FAX 0798-23-1554
E-MAIL　habuchi@sky.memail.jp
URL　http://ikiiki30.com/

Copyright © 2024.7.Kikuko Habuchi Labor consultant All rights reserved.